

上田市無電柱化推進計画（案）

上田市

1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) はじめに

これまで電力・通信需要に対応するため多くの電柱が設置されてきましたが、道路上に立ち並ぶ電柱や上空を横切る電線は、良好な景観を損ねるだけでなく、歩行者やベビーカー、車いす利用者の通行の妨げとなっています。また災害時には、電柱の倒壊により避難や救助活動、物資輸送などに支障をきたすおそれがあるとともに、電線が切れた場合には感電の危険も生じます。

近年の災害の激甚化・頻発化や高齢化、訪日外国人をはじめとした観光需要の増加等により、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成等の観点から無電柱化の重要性が増しています。

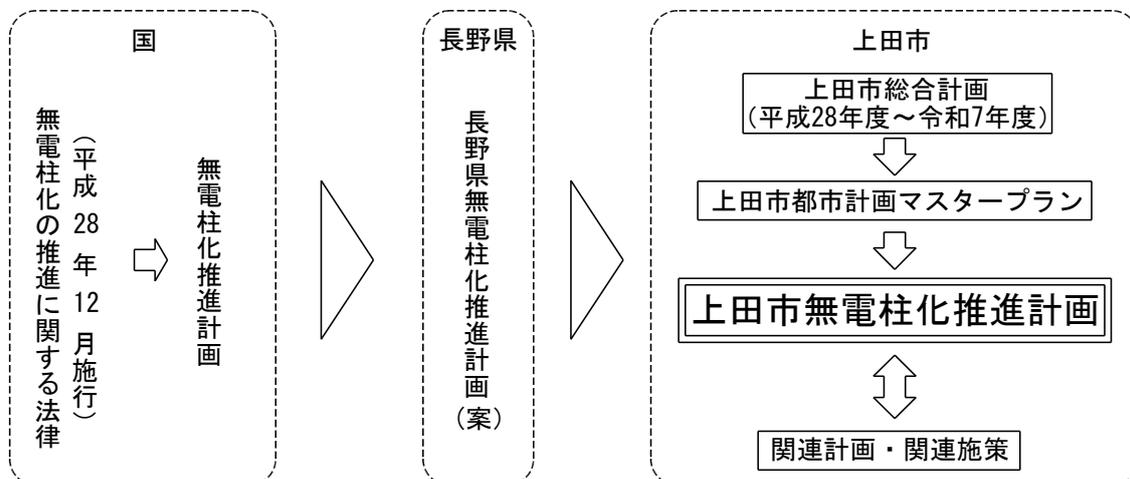
このような現状を踏まえ、「無電柱化の推進に関する法律（平成28年12月）」が施行され、これに基づき国では「無電柱化推進計画（平成30年4月）」を策定し、長野県では「長野県無電柱化推進計画（案）」（令和元年10月時点）を策定しています。

「無電柱化の推進に関する法律」第8条において、国の策定する無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（市町村無電柱化推進計画）を定めることが、市町村の努力義務として規定されています。

本計画は、「無電柱化の推進に関する法律」に基づく上田市の無電柱化推進計画であり、今後の基本的な方針、目標等を定めるものです。

2) 計画策定の位置づけ

本計画は、無電柱化法に基づき、国・長野県が定める無電柱化推進計画を基本とし、市で定める総合計画や都市計画に関する諸計画を上位計画・関連計画として位置づけます。



第二次上田市総合計画（平成28年3月）の施策大綱の一つである「安全・安心な快適環境のまちづくり」では、安全で快適な交通環境と災害に強い都市環境の整備の推進のため安全で快適な歩行空間の整備と道路の無電柱化を進め、災害時の電柱倒壊などのリスクを低減し、ライフラインや緊急輸送路の確保を図ることとしています。

3) 上田市における無電柱化の現状

上田市ではL=5.66 kmについて無電柱化が完了しています。

また、上田市道において無電柱化が完了している路線は以下のとおり。

| 市道名 | 箇所名 | 延長 (km) |
|--------------|-------------|---------|
| 秋和踏入線 | パレオ前市道 | 0.15 |
| 秋和踏入線 | 上田駅お城口ロータリー | 0.18 |
| 新参町線 | 海野町交差点付近 | 0.07 |
| 北天神町線 | ニューパール通り | 0.25 |
| 北向観音線 | 北向観音 | 0.06 |
| 天神の杜 | 市道 計 11 路線 | 1.91 |
| 計 6 箇所 15 路線 | 合計 | 2.62 |

4) 今後の取り組み

今後の上田市道における無電柱化の取り組みについては、以下の3つの観点により、対象路線を選定し取り組んでいきます。

- ① 上田市地域防災計画で市指定の緊急輸送路に指定している市道。
- ② 観光の振興、地域文化の振興、歴史、景観に資する路線。
- ③ 多数の人が利用する病院や公共施設、商業施設、社会福祉施設等の周辺路線。

なお、無電柱化の実施には、多額の費用を要するとともに、国や県、沿道住民、関係する電線管理者などとの合意形成や協力体制が必要不可欠であるため、関係機関との密接な連携により推進を図ります。

2 無電柱化推進計画の期間

第二次上田市総合計画のまちづくりビジョンの計画期間に合わせ、令和元年度から令和7年度の7年間とします。

3 無電柱化の推進に関する目標

無電柱化事業の実施箇所

・市道における以下の路線について、無電柱化事業を着手し、完成を目指します。

| 市道名 | 箇所名 | 延長 (km) |
|------|----------------------------|---------|
| 新参町線 | 大手一丁目 10-22 ～大手一丁目 1-45 | 0.45 |

・また、以下の路線について、電線管理者など関係機関と調整・協議のうえ、無電柱化を検討します。

| 市道名 | 箇所名 |
|--------|-------------------------|
| 天神町新屋線 | 大手一丁目 12-22～中央西一丁目 3-40 |
| 櫓下泉平線 | 天神二丁目 4-65～天神三丁目 3042 |
| 秋和踏入線 | 天神二丁目 4-70～天神二丁目 4-56 |

4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化の推進に関する法律第12条に基づき、道路事業等が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないことについて、上田市の関係各課及び関係事業者において検証を行うよう努めるものとし、ます。

2) 占用制度の運用の検討

道路法第37条 道路の占用の禁止又は制限区域等の規定に基づき、占用の禁止もしくは占用制限の運用について、関係各課及び関係事業者により検討します。

5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化に関する市民の理解と関心を深めるため、ホームページなどを活用して無電柱化の実施状況や効果等について周知します。

2) 無電柱化情報の共有

国、長野県、電線管理者と連携し、無電柱化に関する新しい技術や手法などの情報収集に努めるとともに、上田市の取り組みについて国や長野県との情報の共有を図ります。